

奈良県特定都市河川浸水被害対策推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、特定都市河川流域における民間事業者等による雨水貯留浸透施設の設置及び管理を促進するため、特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号。以下「法」という。）第16条の規定に基づき、民間事業者等が行う雨水貯留浸透施設整備に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、特定都市河川浸水被害対策推進事業実施要領（令和5年3月13日国水治第221号国土交通省水管理・国土保全局長通知別紙）及び奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、法第15条に規定する認定事業者のうち、認定計画に係る雨水貯留浸透施設を自ら確実に管理する者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、法第15条に規定する認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置に要する経費のうち、総貯留量から対策工事により確保すべき貯留量を除いた貯留量分の経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の1/4とする。ただし、1,000千円を上限に予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする認定事業者は、奈良県特定都市河川浸水被害対策推進事業補助金交付申請書（第1号様式）に別に定める書類を添えて知事に申請しなければならない。

(交付決定の通知)

第7条 知事は、前条に規定する申請書等を受理した場合において適当と認めるときは、

補助金の交付を決定し、認定事業者に対し通知するものとする。この場合において、知事が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、必要な条件を付けるものとする。

（申請内容の変更）

第 8 条 認定事業者は、補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、当該補助金の交付申請の内容を変更しようとするときは、速やかに奈良県特定都市河川浸水被害対策推進事業補助金変更交付申請書（第 2 号様式）を知事に申請し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更（補助対象経費の 3 割以内の減額をいう。）については、この限りではない。

2 知事は、前項の書類を受理した場合において適当と認めるときは、補助金の交付の決定の通知を受けた認定事業者に対し通知するものとする。

（事業の中止又は廃止）

第 9 条 認定事業者は、補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、当該補助金に係る事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに奈良県特定都市河川浸水被害対策推進事業補助金事業中止（廃止）申請書（第 3 号様式）により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

（状況報告）

第 10 条 認定事業者は、当該事業の遂行又は支出状況について知事の要求があったときは、速やかに知事に報告しなければならない。

（実績報告）

第 11 条 認定事業者は、補助金の交付の決定の通知を受けた補助対象事業が完了したとき（事業中止（廃止）の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して 30 日を経過する日又は当該補助対象事業の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに奈良県特定都市河川浸水被害対策推進事業補助金完了実績報告書（第 4 号様式）に知事が別に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定及び交付）

第 12 条 知事は、前条の規定による書類を受理した場合において適当と認めるときは補助金の額を決定し、前条の実績報告を行った認定事業者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた認定事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、奈良県特定都市河川浸水被害対策推進事業補助金請求書（第 5 号様式）を知事に提出するものとする。

- 3 知事は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第13条 知事は、補助金の交付を受けた認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消し、又は期限を付して、既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- 一 規則並びにこの要綱及びこの要綱に基づく条件、指示等に違反したとき
- 二 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき
- 三 補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けたとき
- 四 適正な管理を怠ったとき
- 五 補助金をその目的以外の目的に使用したとき
- 六 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

(財産の処分の制限)

第14条 規則第20条ただし書きの規定による財産の処分を制限する期間は、国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第9号）その他国土交通省が定める財産処分の基準の例によるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要と認めるものについてはこの限りでない。

(書類の整備等)

第15条 補助対象事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

- 2 補助対象事業が2箇年度以上にわたったときは、最終年度の補助対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度の補助金から適用する。